

# ふくしま森林クラウドシステム導入業務

## 公募型プロポーザル方式募集要領

### 1 目的

この要領は、ふくしま森林クラウドシステム導入業務において、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 ふくしま森林クラウドシステム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「ふくしま森林クラウドシステム導入業務仕様書(案)(以下、「仕様書」という。)」のとおりとするが、本プロポーザルによる提案を踏まえ、受託者と協議して決定する。
- (3) 履行期限 契約の日から令和2年3月13日まで
- (4) 委託限度額 38,149,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (5) 事務担当 福島県農林水産部 森林計画課(計画編成担当)  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話:024-521-7423 FAX:024-521-7543  
メールアドレス:shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp

### 3 スケジュール(予定)

項目	日程
募集要領の公表・配布	平成31年4月25日(木)～令和元年5月27日(月)
募集要領にかかる質問の受付	平成31年4月25日(木)～令和元年5月13日(月)
企画提案書の受付	平成31年4月25日(木)～令和元年5月27日(月)
企画提案書の審査	令和元年6月11日(火)
審査結果の通知・公表	令和元年6月中旬
業務委託契約の締結	令和元年6月中旬以降
成果品の提出	①令和2年1月(中間納品、仮運用テスト実施) ②令和2年3月

### 4 参加資格

企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日(令和元年5月27日(企画提案書の提出期限の日))に福島県発注の競争入札に関し入札参加資格制限中の者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

## 5 募集要領等の公表

### (1) 公表方法

募集要領、仕様書、様式については、県のホームページで公表するとともに、福島県農林水産部森林計画課において配布する。

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/shinrinkeikaku.html>

## 6 募集要領等への質問

募集要領等に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うこととする。

### (1) 提出期限

令和元年5月13日（月）午後5時必着

### (2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールまたはFAXにより提出のうえ、併せて送信した旨を電話にて連絡することとする。

なお、口頭または電話による質問は受け付けない。

### (3) 提出先

上記2の（5）に同じ。

### (4) 回答日

令和元年5月17日（金）

なお、質問書に対する回答は上記5の（1）のホームページに記載する。

## 7 技術提案書の提出

提案者は、以下の書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | (様式2) |
| イ 表明・確約書             | (様式3) |
| ウ 企画提案書              | (様式4) |
| エ 会社概要               | (様式5) |
| オ 管理技術者経歴書           | (様式6) |
| カ 照査技術者経歴書           | (様式7) |
| キ 見積書                | (様式8) |

### (2) 提出部数

6部（原本1部、副本5部）

### (3) 提出期限

令和元年5月27日（月）午後5時必着

### (4) 提出先

上記2の（5）に同じ

(5) 提出方法

郵送または持参により提出するものとする。

なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、令和元年5月27日（月）午後5時必着とする。

## 8 委託契約候補者の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案書について、事前審査を行った上で、上位4社（ただし、事前審査で60点以上のものに限る。）について「プレゼンテーション審査会」（以下「審査会」という。）を実施し、別途設置する「ふくしま森林クラウドシステム導入業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 委託契約候補者の決定

審査委員会は、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知するとともに、福島県森林計画課ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、電話、ファクス、電子メール等による問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

## 9 審査会の開催

(1) 日時（予定）

令和元年6月11日（火）（予定）※都合により変更となる場合がある。

参集時間については、本プロポーザル参加者に別途通知する（令和元年6月4日付け予定）。

(2) 場所（予定）

福島県福島市中町8番2号

福島県自治会館1階 101会議室（予定）

(3) 方法

ア 審査会への出席は3名以内とする。

イ 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後の質疑応答についても10分程度で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書およびそれを補完する内容を説明するものとする。また、補完する資料について提示することも可能とする。

(4) 採点基準

審査における評価項目及び基準点は以下の表に示すとおりである。

評価項目	基準点
企業の経験及び能力	15
配置予定技術者の経験及び能力	20
評価テーマに対する技術提案	60
プレゼンテーション	15
見積価格	10
合計	120

## 10 契約の締結

上記9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。なお、契約締結の前に提出いただいた見積書の積算根拠についての提出を求める。

また、この協議には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

## 11 その他

- (1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、計量法の法定計量単位によるものとする。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合または審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (3) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出期限後においては、記載内容の変更を認めない。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書にかかる著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (8) 見積書には導入後の保守・運用費用（1年間分）についてもご記入ください。